

nakatani@j.u-tokyo.ac.jp

Planetary Defence は国際社会において幅広く合意して行うことが望ましいことはいうまでもないが、合意ができそれが遵守される見込みは全くない（侵略国ロシアは 2024 年以降に ISS から離脱する方針。中国はペロシ米国上院議長の訪台への対抗措置として気候変動協議を中断。Planetary Defence についてもその時の地政学的状況により非協力的になることは覚悟すべき）。そこで以下について国際法の観点から考えてみた。

1. NEOs 接近の際に国家間協力がどこまで可能だろうか。

① 国連安保理が「国際の平和と安全に対する脅威」を認定し（エボラ出血熱の際には 2014 年の決議 2177 で「アフリカにおけるエボラ出血熱の流行の前例のない広がり、国際の平和および安全に対する脅威を構成することを認定」した）、核兵器の使用を含む必要な措置までとれるだろうか。常任理事国に意図的国際法違反国である中露を含む安保理は地政学的対立からこの問題で機能すると考えることは楽観的すぎる。

② 国連総会が緊急特別会合を開催して危機の宣言と必要な措置の勧告をすることはありうる。核兵器を保有し宇宙開発能力も有する国家（米国等）に必要な措置の授權まで行うかは不透明。

③ 米欧日（加）が地球防衛のための有志連合を組んでこの問題に対処する可能性が高い。

2. 協力義務は国際法上どこまであるのだろうか。

① 1970 年の国連総会決議である友好関係原則宣言では、「国連憲章に従って、国が相互に協力すべき義務」を規定する。

② 国連国際法委員会が 2016 年にとりまとめた Draft Articles on the Protection of Persons in the Event of Disasters の 7 条では、災害時において諸国家は相互に、また、国連、赤十字及び他の援助主体と協力すべである (shall cooperate) として、協力義務 (duty to cooperate) につき規定する。慣習国際法を明文化したものと考えられる。NEOs 接近も disasters に含まれると解することは可能。

③ NEOs 接近の際に諸国家には何らかの協力をする義務が一般にはあるとしても、その内容は不明確であり、また非協力に対して不利益措置が課される訳ではない。

3. 核兵器の使用について

① 地球防衛の目的のために NEOs に対して核兵器を使用することは、大量破壊兵器の打

ち上げを禁止した宇宙条約 4 条 1 文（「条約の当事国は、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないこと、これらの兵器を天体に設置しないこと並びに他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に配置しないことを約束する」）

との関係でどう説明されるか。緊急状態として違法性が阻却される（国連国際法委員会「国家責任条文」 25 条）との説明は不可能ではないと思われる。

② 国際司法裁判所「核兵器使用の合法性」勧告的意見（1996）では、「国家の存亡が危機に瀕する究極の自衛状況においては、核兵器の使用が合法か違法かについて確定的に判断することはできない」と指摘した。核攻撃を受けることが必須の直前の状況を念頭においた指摘だが、この状況を唯一の場合と考える必要はない以上、同勧告的意見の指摘した「一般論として核兵器の使用は国際法違反」の例外をなすと説明することは不可能ではないと思われる。

4. 自発的な Planetary Defence と緊急事務管理（良きサマリア人の法）

① 有志国（例えば米国）が自発的に NEOs に核兵器を使用して Planetary Defence を行うことは、3. で指摘した禁止ルールに抵触しない限りは基本的に可能だが、その際に第三国の財産や人に損害が生じたり、地球環境に損害が生じた場合には、損害に対する賠償責任を負うのか。緊急事務管理（日本の民法 698 条では「管理者は、本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために 事務管理をしたときは、悪意又は重大な過失があるのでなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない」と規定）や善きサマリア人の法（Good Samaritan law, 救助行為を勧奨するために、救助者は救助の結果について重過失がなければ責任を負わないとするルール：医療分野では大問題）が適用されれば賠償から免責される。

② 2000 年に主要宇宙機関間で採択された Charter on Cooperation to Achieve the Coordinated Use of Space Facilities in the Event of Natural or Technological Disasters (JAXA も参加) の 5.4 では、本憲章から生じる業務の実行又は不実行から生じる損害につきいかなる訴訟もなされ得ない旨を規定。

③ 事務管理 (*negotiorum gestio*) は国際法上確立されているとまではいえず、大陸法には存在しても英米国には一般には存在しないと指摘される。また、緊急事務管理はもとより事務管理の要件・効果は不確定な面が少なくないが。有志国による自発的な Planetary Defence により NEOs との衝突が回避され地球が持続可能となった際には、当該国は国際社会に対して費用償還を請求する根拠として事務管理を援用できるかもしれない。